

## 4月1日からふれあい館・きらら館・ゆうゆう館にて、 利用ポイント制度が始まります!!

このポイント制度は、お風呂を利用するごとに、ポイントがもらえ、20ポイントたまると1回の入浴料が無料となる3館共通の制度です。この制度を利用するには、「**下野市3湯共通ポイント貯カード**」が必要で、3館のお風呂の受付で4月1日からもらえます。利用者一人1枚の発行となります。 ※ポイントカードの発行は、4月1日からです。



※3館のお風呂を20回利用すると、20ポイントとなるので、次回のお風呂の利用のときに20ポイントためたポイントカードをお風呂の受付に提出すれば、無料でお風呂が1回利用できる制度です。

※利用ポイントは、利用者本人のみが利用したときにポイントがもらえます。なお、ポイントがもらえるのは、1日1回の利用のみとなります。

### 下野市3湯めぐりスタンプラリー終了のお知らせ

利用者みなさまにお楽しみいただきましたスタンプラリーは、3月31日をもって終了となります。長らくのご愛顧ありがとうございました。最終の応募期限は、3月31日までとなりますので、ご注意ください。

ふれあい館 ☎47-1126    きらら館 ☎52-3711    ゆうゆう館 ☎43-1231

## 「債務整理をする」との電話勧誘に注意!

経済情勢の悪化により、生活困窮による資金借り入れのためキャッシング等にて借金が重なり多重債務に陥る方が増加し、債務整理をするための相談が増加しています。このような中、弁護士またボランティア団体等を名乗り「債務整理をしないか」「過払い金返金請求をしないか」と話し、わたしたちに近づく悪質者がいます。

電話で勧誘し、着手金を要求するようです。借金問題を抱えているあなたに、弁護士等やNPO法人等に対する信用を利用して近づく悪質な手口です

- ①債務整理に関する電話勧誘は毅然と断る。
- ②今までに消費者金融等への借金をされた方、若しくは借金がある方は注意する。
- ③信頼できる弁護士等に相談する。  
疑問に感じたら、弁護士会等への確認または消費生活センターへ相談しましょう!

下野市消費生活センター（市役所国分寺庁舎2階 生活安全課内）  
専用ダイヤル ☎44-4883

相談可能日 月曜日～金曜日（土日・祝日及び年末年始を除く）  
受付時間 午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く）  
栃木県消費生活センターでは土曜日に電話相談のみ相談可能です。  
（受付時間 午前9時から午後4時）

## ふるさと納税寄付をいただきました

このたび、下野市出身で東京都板橋区において会計事務所を運営されている野口一夫様より、市の教育事業へ50万円の寄付をいただきました。

ご厚意に心より感謝申し上げます。

## 平美林会 清掃奉仕計画



《3月》

天平公園	シルバー人材センター会員互助会
花広場	小山北ロータリークラブ
	とちぎつばさの会